

令和2年8月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年8月12日(水) 午前 9時30分から 10時00分

2.開催場所 富士市役所庁舎6階 第一会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番	望月 稔
2番	小林 由朋
3番	町田 玉江
4番	荻田 丈仁
5番	時田 修治
6番	佐野 孝則
8番	笹古 時男
9番	池野 保
10番	新舟 進
11番	長尾 忠
13番	佐藤 正職
14番	藤田 博史
15番	鈴木 恵一
16番	安藤 公男
18番	涌田 充尚
19番	伊藤 博

4.欠席委員

なし

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め3番町田玉江君、4番荻田丈仁君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第26号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第40号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第26号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
原田地区20番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区20番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は原田公園から北西に200mくらいのところにあります。譲渡人は高齢のため十分な耕作管理ができないことから売却を検討したところ、隣接地を耕作している譲受人に売却することを決めたとのこと。現地を確認したところ、申請地はミカン畑となっていました。譲受人の農地もきちんと管理されており、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 原田地区20番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原田地区20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
吉永地区21番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ吉永地区21番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	場所は主要地方道富士富士宮由比線を、新東名高速道路と交差するところから100mくらい南に下がったところです。譲受人はプラスチック加工の会社で、現在比奈にある工場を移転するため、隣接する申請地を買い上げて駐車場としたいとのこと。申請地には以前建物が建っていたとのことですが、現地を確認したところ、撤去されてきれいになっていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区21番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区21番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第28号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区4番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区4番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は大淵中野の交差点をずっと上がって行って、大淵公園を通り過ぎた富士本中町のお茶工場の少し南にあります。現地を確認したところ、住宅の通路となっており、農地への復元はできないようなところでした。住宅の立て直しのため調べたところ、筆の境界と実際がずれてしまっていたため、是正をするために非農地申請を行いたいとのこと。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	大淵地区4番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区4番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第29号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。

大淵地区3番、4番については関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ大淵地区3番、4番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は広見地区と大淵地区の境目の若松町という地区で、昔は大淵小学校の学区でしたが、今は青葉台小学校の学区となっているところです。富士きのごセンターの道をはさんで南側にあります。昨年11月に被相続人が亡くなり、その娘さんと養子縁組をした夫で引き続き農業を行っていきたいということで、それぞれ大淵地区3番、4番として申請されています。現地を確認したところ、ビニールハウスでイチゴが栽培されており、きれいに管理されていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 大淵地区3番、4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区3番、4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。

会長 次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案9ページ及び10ページをご覧ください。
報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数5件。
次に議案11ページをご覧ください。
報第39号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案12ページをご覧ください。
報第40号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年8月12日

農業委員会会長

同委員

同委員
